

# 戸籍謄抄本等の郵便による請求書

年 月 日

請求者	住所		
	ふりがな		連絡先（日中連絡のつく電話番号）
	氏名	（生年月日 年 月 日） ⑩	
必要な戸籍に記載されている方からみて（該当するところに○を記入してください） ① 本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 孫 ・ 父母 ・ 祖父母 ② 代理人（代理請求の場合は、本人が作成した委任状が必要です） ③ その他（ ） ※ <u>その他の方からの請求では、請求理由を裏付ける資料の添付が必要です。</u>			

必要な戸籍	本籍			番号		
	筆頭者氏名		抄本・個人の場合 その方の氏名	番地		
最近1ヶ月以内に戸籍の届出をされた場合はお書きください。 ① 届出の種類 出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他（ ） ② 届出日と提出先 月 日に 市・区・町・村に届出						
戸籍	謄本	450円	通	身分証明書 ※本人請求以外の場合は本人が作成した委任状が必要です。	300円	通
	抄本		通			
除籍 改製原戸籍	謄本	750円	通	受理証明書 ( 年 月 日 届)	350円	通
	抄本		通			
附票	謄本	300円	通	記載事項証明 ( 年 月 日 届)	350円	通
	抄本		通			
その他の証明 [ ] ※住民票の場合は [ 住所を記入 ]						通

◎請求理由等を記入してください。（該当するところに○を記入してください）

使用目的 ① パスポートの取得 ② 年金の手続き ③ 戸籍の届出 ④ 各種手当の申請 ⑤ 相続の手続き ⑥ 自動車関係の手続き ⑦ その他 [ ]	証明してほしい具体的な内容 ① 親族関係の確認 [ 例：( )と( )が夫婦・親子・兄弟であること など ] ② 相続人の確認 [ 例：( )の出生から死亡までつながる戸籍一式を各( )通 ] ③ 車検証の住所の確認 [ 確認したい住所： ] ④ その他の内容の確認 [ ]
---	---

☆ 次ページの「郵便請求のしかた」を必ずご確認ください。

次ページへつづく↓

(郵便請求のしかた) ◎下記のものをすべて同封して、本籍のある市区町村へ郵送してください。

- 1 請求書…必要事項を記入したもの
- 2 請求者の本人確認書類の写し…(運転免許証や個人番号カード等現住所の記載があるもの)  
※ 現住所が証明の対象となっていない書類 (パスポート、社会保険の保険証等) の場合には、現住所を証明する書類の添付が必要となります。戸籍の附票や住民票の原本を添付してください。  
(証明書の送付時に返却いたします。)
- 3 手数料…郵便局発行の<sup>ていぐくこがわせ</sup>定額小為替または現金書留。  
※ お釣りが発生した場合は、定額小為替にて返送します。
- 4 返信用封筒…宛名を記入し、切手(速達等を希望する場合は必要分の金額)を貼ったもの。  
※ 返信先は申請者の住所登録地にしかできませんのでご注意ください。  
(勤務先などへの返送のお取り扱いはできません)
- 5 請求理由を裏付ける資料や委任状 (必要に応じて)  
※ 請求者と必要な戸籍に記載のある方との関係が須賀川市の戸籍で確認できない場合は、関係のわかる戸籍(写し)を同封してください。

◇ 原発事故により、避難区域内から避難されている方は、その旨を請求書に記載のうえ、避難先に居住していることがわかるもの(公共料金の領収書など)の写しを同封してください。

● 本人確認書類について

1つの添付でよいもの	<u>氏名、住所、生年月日、性別の4情報のうち、住所を含めた3つ以上の情報が記載されているもの</u> (例) 運転免許証、写真付の住基カード、個人番号カード、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、在留カードなど	
本人確認書類と併せて <u>現住所の証明の書類が必要なもの(ア)+(イ)</u>	(ア) 現住所が証明の対象となっていない本人確認書類	(例) パスポート、健康保険被保険者証(社保)、国民年金手帳、銀行通帳、キャッシュカード、会社等の身分証明書、診察券など
	(イ) 現住所を証明する書類	(例) 戸籍の附票や住民票の原本

● 手数料について

- 必要な通数分の定額小為替を郵便局で購入して同封するか、もしくは現金書留にて送付してください。
- 郵便切手や収入印紙ではお取り扱いできません。
- 市区町村によって、手数料の金額が違いますので、事前に本籍のある市区町村へお問い合わせください。

● その他

- 戸籍は、法律の改正や届出をすることによって新しく作りかわることがあります。必要な内容が1つの戸籍に記載されているとは限りませんので、こういった内容の戸籍が必要か、提出先などによく確認のうえ請求してください。
- 須賀川市では、平成19年3月3日から戸籍をコンピュータにより処理しています。それ以前に婚姻などによって除籍になっている方は、コンピュータ化後の戸籍にはお名前が記載されませんので、ご注意ください。
- 必要な戸籍に記載されている方以外からの請求では、請求理由を裏付ける資料の添付が必要な場合があります。
- 身分証明書を本人以外の方が請求する場合は、家族であっても委任状が必要です。
- その他、請求について不明な点は、本籍のある市区町村へお問い合わせください。

【あて先】〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地

須賀川市役所市民課 あて

電話番号 0248-88-9134